

# 松戸市農業委員会総会議事録

令和元年5月14日

## 令和元年松戸市農業委員会 5月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は令和元年5月14日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

### 1. 出席委員

1番	岩佐忠夫	2番	椿唯司
3番	山口輝雄	5番	渡邊慶弘
6番	渡邊洋子	7番	杉浦昌平
8番	中村攻	9番	眞嶋昇
10番	小宮克忠	11番	鈴木榮一
12番	山室一美	13番	湯浅雅之
14番	戸張春彦	15番	近藤榮一
明・矢切区域	齋藤香	明・矢切区域	平川實
東部区域	松戸英樹	東部区域	湯浅孝一
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	小幡輝雄
馬橋・小金区域	渡辺豊		

### 1. 欠席委員

常盤平・五香区域 飯沼静男

### 1. 関係課出席職員

農政課長 岡野衛 主査 三澤とあ子

### 1. 事務局出席職員

事務局長	田村嘉章	事務局長補佐	渡邊憲生
事務局長補佐	渋谷和彦	係長	寺尾敏子
主任主事	鎌田哲平		

開会 午後 3時00分

議 長 ただいまより、令和元年5月総会を開催いたしたいと思います。

本日の出席委員は、農業委員が14名、推進委員が7名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議事録署名委員を指名いたします。

議席番号9番眞嶋昇委員、議席番号10番小宮克忠委員の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申し出についてご報告します。

傍聴の申し出はございませんでした。

議 長 事務局からの報告のとおり傍聴の申し出はありませんので、早速議事に入ります。

---

◎議案の提出

議 長 本日の議案は第1号から第2号となっております。

なお、報告事項については、第1号から第4号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告をお願いいたします。

---

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。利用計画について、農政課長よりよろしくお願いいたします。

農政課長 皆さん、こんにちは。農政課長でございます。着座にて説明させていただきます。

議案第1号 農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は新規設定案件が1件、再設定案件が10件ございます。

新規設定案件につきましては、4月23日にとりかつ中央農業協同組合松戸南支店において、平川實地区促進員を中心に地区促進員会議を開催しまして、ご審議をいただき、計画書を作成いたしました。

なお、10件につきましては、利用権の再設定ですので地区促進員会議は要せず、貸付者、借受者が協議の上、計画案を作成いたしました。

それでは、議案第1号1番から順にご説明してまいります。

議案書1ページ、表の1番並びに申請地につきましては、議案参考資料の1、2ページをごらんください。

対象農地の所在地は下矢切、地目は畑で、面積は1,828平方メートルでございます。当案件の利用権の種類は使用貸借権で、期間は5年でございます。

貸付者につきましては、高齢による労働力不足のため農地の貸し付けを希望されました。

借受者につきましては、農業経営規模拡大のため利用権の設定を希望しており、利用権設定後はネギやキャベツを主体に耕作していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**議 長** ただいま、農政課長より議案第1号1番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、近藤委員。

**近藤委員** 15番、近藤です。

ただいま農政課長の説明でよくわかりました。借受者にしろ、貸付者にしろ、畑はきれいにしておりますので、よろしく願いいたします。

**議 長** ただいま、近藤委員より原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

中村委員。

**中村委員** 借受者のお年は何歳でしたか。

**事務局** ことしで40代だったと思うんですけども、はっきりした年齢はわかりません。

**近藤委員** 私のほうで説明しましょうか。

**事務局** わかりますか。借受者の年齢。

近藤委員 43です。

中村委員 はい、わかりました。

議長 よろしゅうございますか。

中村委員 はい。

議長 それでは、他にご意見ないようでございますので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、2番について、農政課長よりお願いをいたします。

農政課長 続きます、以降は再設定案件となりますが、議案第1号2番をご説明いたします。

議案書1ページ、表の2番並びに申請地につきましては、議案参考資料の3、4ページをごらんください。

対象農地の所在地は中矢切、現況地目は畑、面積は261平方メートルです。利用権の種類は、前回と同様の使用貸借権で、期間は5年でございます。

貸付者、借受者ともに引き続き利用権の設定を希望されており、ネギやキャベツを主体に栽培していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されております。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、農政課長より議案第1号の2番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さんは、発言をお願いいたします。

はい、近藤委員。

近藤委員 15番、近藤です。

ただいま、農政課長の説明でよくわかりました。この案件に関しましては、再設定でございますので、私は賛成したいと思いますので、お諮りください。

議長 ただいま、近藤委員より原案に賛成との意見がございましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、3番について、農政課長よりお願いをいたします。

農政課長 続きまして、議案第1号3番をご説明いたします。

議案書2ページ、表の3番並びに申請地につきましては、議案参考資料の5、6ページをごらんください。

対象農地の所在地は下矢切、現況地目は畑で、2筆の合計面積は1,189平方メートルでございます。利用権の種類は、前回と同様の使用貸借権で、期間は5年間の設定です。

貸付者、借受者ともに引き続き利用権の設定を希望されており、ネギやキャベツを主体に栽培していく計画です。

現地を確認したところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、農政課長より議案第1号の3番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、近藤委員。

近藤委員 15番、近藤です。

農政課長の説明でよくわかりました。再設定でございますので、私は賛成したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、近藤委員より原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番につきましては、原案のとおり決定をいた

しました。

続いて、4番について、農政課長、お願いいたします。

**農政課長** 続きまして、議案第1号4番をご説明いたします。

議案書2ページ、表の4番並びに申請地につきましては、議案参考資料の7ページから9ページをごらんください。

対象農地の所在地は中和倉、現況地目は畑で、面積は859平方メートルのうち600平方メートル。利用権の種類は、前回と同様賃借権で、期間は5年の設定でございます。

貸付者、借受者につきましては、引き続き利用権の再設定を希望されており、ネギやナスを主体に耕作していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま、農政課長より議案第1号の4番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡辺委員。

**渡辺委員** 推進委員の渡辺です。

この借受者は、せがれさんも農家のほうを一生懸命やっております。また、再設定ということですので、賛成したいと思います。お諮り願います。

**議 長** ただいま、渡辺委員より原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さん、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番については、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、5番について、農政課長、お願いいたします。

**農政課長** 続きまして、議案第1号第5番をご説明いたします。

議案書2ページ、表の5番並びに申請地につきましては、議案参考資料の7ページから9

ページをごらんください。

対象農地の所在地は中和倉、現況地目は畑で、面積は1,904平方メートル。利用権の種類は、前回と同様賃借権で、期間は5年の設定でございます。

貸付者、借受者につきましては、引き続き利用権の再設定を希望されており、ネギ、トウモロコシを主体に耕作していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま、農政課長より議案第1号の5番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡辺委員。

**渡辺委員** 推進委員の渡辺です。

先ほどと同じ借受者ということでございます。また、再設定ですので、賛成したいと思えます。お諮り願います。

**議 長** ただいま、渡辺委員より原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の5番については、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、6番について、農政課長、お願いいたします。

**農政課長** 続きまして、議案第1号第6番をご説明いたします。

議案書3ページ、表の6番並びに申請地につきましては、議案参考資料の7ページから9ページをごらんください。

対象農地の所在地は中和倉、現況地目は畑で、面積は809平方メートルのうち600平方メートル。利用権の種類は、前回と同様の賃借権で、期間は5年の設定でございます。

貸付者、借受者につきましては、引き続き利用権の再設定を希望されており、ネギ、ニン



ジンを主体に耕作していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**議 長** ただいま、農政課長より議案第1号の6番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡辺委員。

**渡辺委員** 推進委員の渡辺です。

課長の説明でよくわかりました。賛成したいと思います。お諮り願います。

**議 長** ただいま、渡辺委員より原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の6番については、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、7番について、農政課長、お願いいたします。

**農政課長** 続きます、議案第1号第7番をご説明いたします。

議案書3ページ、表の7番並びに申請地につきましては、議案参考資料の11及び12ページをごらんください。

対象農地の所在地は和名ヶ谷、現況地目は畑で、積は2,262平方メートル。利用権の種類は、前回と同様賃借権で、期間は5年の設定でございます。

貸付者、借受者につきましては、引き続き利用権の再設定を希望されており、白菜、ブロッコリーを主体に耕作していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**議 長** ただいま、農政課長より議案第1号の7番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅委員。

**湯浅委員** 13番、湯浅です。

再設定でもありますし、畑は適切に管理されているということなので、賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま、湯浅委員より原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の7番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、8番について、農政課長、お願いいたします。

**農政課長** 続きまして、議案第1号第8番についてご説明いたします。

議案書3ページ、表の8番並びに申請地につきましては、議案参考資料の13ページをごらんください。

対象農地の所在地は和名ヶ谷、現況地目は畑で、面積は797平方メートル。利用権の種類は、前回と同様の賃借権で、期間は5年の設定でございます。

貸付者、借受者につきましては、引き続き利用権の再設定を希望されており、白菜、ブロッコリーを主体に耕作していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま、農政課長より議案第1号の8番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅委員。

**湯浅委員** 13番、湯浅です。

畑が適切に管理されているということなので、賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

たします。

**議 長** ただいま、湯浅委員より原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の8番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、9番について、農政課長、お願いいたします。

**農政課長** 続きまして、案第1号第9番をご説明いたします。

議案書3ページ、表の9番並びに申請地につきましては、議案参考資料の15、16ページをごらんください。

対象農地の所在地は中矢切、現況地目は畑で、面積は1,031平方メートル。利用権の種類は、前回と同様賃借権で、期間は5年の設定でございます。

貸付者、借受者につきましては、引き続き利用権の再設定を希望されており、ネギ、キャベツを主体に耕作していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま、農政課長より議案第1号の9番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、近藤委員。

**近藤委員** 15番、近藤です。

ただいま、農政課長の説明でよくわかりました。賛成したいと思います。お諮り願います。

**議 長** ただいま、近藤委員より原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の9番については、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、10番について、農政課長、お願いいたします。

農政課長 続きまして、議案第1号第10番をご説明いたします。

議案書4ページ、表の10番並びに申請地につきましては、議案参考資料の17、18ページをごらんください。

対象農地の所在地は下矢切、現況地目は畑で、面積は522平方メートル。利用権の種類は、前回と同様の賃借権で、期間は5年の設定でございます。

貸付者、借受者につきましては、引き続き利用権の再設定を希望されており、ネギを主体に耕作していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、農政課長より議案第1号の10番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、近藤委員。

近藤委員 15番、近藤です。

農政課長の説明でよくわかりました。私は賛成したいと思いますので、よろしくご審議、お願いいたします。

議長 ただいま、近藤委員より原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の10番については、原案のとおり決定をいたしま

した。

続いて、11番について、農政課長、お願いいたします。

**農政課長** 続きますして、議案第1号第11番をご説明いたします。

議案書4ページ、表の11番並びに申請地につきましては、議案参考資料の19、20ページをごらんください。

対象農地の所在地は東平賀、現況地目は畑で、2筆の合計面積は1,391平方メートル。利用権の種類は、前回と同様の賃借権で、期間は5年の設定でございます。

貸付者、借受者につきましては、引き続き利用権の再設定を希望されており、ネギ、里芋を主体に耕作していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま、農政課長より議案第1号の11番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡辺委員。

**渡辺委員** 推進委員の渡辺です。

農政課長の説明でよくわかりました。再設定ということでございますので、賛成したいと思えます。お諮り願います。

**議 長** ただいま、渡辺委員より原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の11番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。

ありがとうございました。

**中村委員** ちょっと今いいですか。

議長 はい。

中村委員 農政課長さんにお問い合わせがあるんですけども、この農地の採択の昨年度1年間で再設定が何件あって、再設定されなかったのが何件あるのか。それから、新規に設定されたのが何件あるのかという全体の傾向を、個々では無理でしょうから、また機会を見て、ご報告いただけたら大変ありがたいと思いますので、お願いしたいと思います。

農政課長 かしこまりました。

議長 わかりましたか。

農政課長 はい。

議長 ありがとうございます。

(農政課長退室)

---

### ◎議案第2号

議長 続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、第2審査会第1審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 議席番号5番、渡邊慶弘。

去る5月8日火曜日、議案第2号の審査のため、第2審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、山口輝雄第2審査会長を初め、中村攻農業委員、平川實推進委員、松戸英樹推進委員と私の5名により、現地調査の上詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容をもとに慎重なる審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書の5ページをごらんください。

議案参考資料については、21ページから22ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料21ページの地図に示すところでございます。

申請地の面積は779平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたし

ました。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

譲受人の申請理由は、農業経営拡大のためです。譲渡人の申請理由は、経済的理由のためです。

譲受人は、後継者が認定農業者で、家族5人で耕作しています。

譲受人の経営面積は、畑が1万4,510.69平方メートルであり、今回の申請地779平方メートルを合わせて1万5,289.69平方メートルとなり、許可条件である50アールを超えています。また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む家族5人で1,530日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えております。

譲受人が所有する農機具については、トラクター2台、動噴2台、貨物自動車3台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、ネギ、大根などの栽培を行う予定で、支障ないと思われま

す。また、申請地では無農薬栽培を行うとのことで、周辺農地も無農薬で行っていることから、周辺農地に対して影響はないと思われま

す。以上、審査会では、議案第2号について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはないこと、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと思慮できること、これらをもって許可すべきと意見決定を凶ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしくお願

いいたします。以上でございます。

**議 長** ただいま、渡邊座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊委員。

**渡邊委員** 6番、渡邊洋子です。

認定農業者の後継者がいらっしゃるということと、技術力のある農家であるということ

を考慮して、審査会意見に賛成したいと思います。  
**議 長** それでは、ただいま渡邊洋子委員より賛成との意見がありました。ほかにご意見ないよう

ございますので、賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。  
(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定をいたしました。

続きまして、報告事項に移ります。

はい、中村委員。

**中村委員** 8番、中村です。私、この審査に参加したんですけれども、相続の事情をよくお話を聞いたんですけれども、私はこの議案とは別に農業委員会でやっぱり相続の問題をどこかできちんと議論する必要があるんじゃないかというふうに、農政問題研究会なんかでもやっていただきたいと思うんですね。

ということは、相続というのは、今息子さんが跡継ぎをやっているというふうなところでも、お父さんが70代ぐらいになったら、あと10年とかで亡くなれると、そこで子供の間での相続問題というのが起こっているのは非常に多いんですよ。そうすると、途中までお父さんと一緒に農業をやっていたけれども、子供の間で相続が起こって、一気に自分の持ち分の農地がばさっと減ってしまうというふうなので、新たに職業を選ぶというのは非常に難しいというような問題があるので、事前にやっぱり、お父さんと一緒に息子さんが農業をやっている場合の相続問題はどうするのかというふうなことをやっておかないといけないんじゃないかというふうに思うのと、それから、やめて、息子は勤めているんだけど、自分はやめた後、息子がやるよ。帰農、農業をやるというふうなそういう後継者を想定してみえる方も結構いると思うんですけれども、今、大体70歳ぐらいですよ、お父さんが。そうすると、息子さんは今45歳ぐらいで勤めているというふうになると、10年たつと80歳ですからやめなくちゃいけなくなる、お父さんも、できなくなると、息子さんはまだ55歳前後。そうすると会社をやめるまで、今65歳までありますから、10年間ぐらやる人がいないで、息子が跡とるといったって、そこでまずやめればいいですけれども。そうすると、息子がやるまでの間、親父がやれなくなって、息子がやるまでの間に10年ぐらい誰が、どうやって農業をやるか考えておかないと、息子が跡取るといったって、即会社をやめるというふうにならない場合結構あると思うので。

私は、都市農業なんかは特に相続の問題というのは、非常に大きな問題だというふうに思うんですよ。だから、そういう事柄について、ここでも農政問題研究会できっちりと研究をしながら、対策を打っていく必要があるという希望を述べておきたいと思います。

**議長** 今、中村委員より、相続問題のご発言がありました。事務局。

**事務局** 相続は、それぞれいろんなパターンがあると思うので、それに個々の対応というのは、



やっぱりいろいろ考えておこなくちやいけないのかなとは思いますが、

**議長** 今の問題と農政問題研究会でまた後ほど再開をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**中村委員** 相続で、農地が細分化されていくというのは、それは日本だけじゃないんです。世界的にもやっぱり分割、子供に分割されていきます。それをどういうふうに防いでいくのかという、結構相手は絞らなくちやいけないし、僕たちの深刻な問題だというふうに思うんです。難しいから、検討しないと。

私の知っている農家でも、農地だけが、3人子供、親が死んだ後、農地だけを分割しているのではなしに、屋敷も3分割になったというふうなので、そこで住んでいる子供たちも、そこを出なくちやいけないというふうなので、ほっておくと、子供たちの、3人の子供たちは人間関係が極めて深刻な問題になっているというふうに思うので、そういう事柄についても考えていくというのが、これがやっぱり農地の細分化を防いで、遊休農地化を防ぐことになる。誰かがやってくれるんじゃない。ここでやって、農家の人たちが知恵を絞って、どうするかということを考えなかったら、誰も考えてくれるわけじゃない。

**議長** 事務局。

**事務局** ちょっと、これは非常に難しい問題で、本来農業委員会で話し合うものではないんじゃないかと思うんですよ。

**中村委員** 農業委員会で考えなかったら、どこが考える。

**事務局** JAのほうで資産運用とか不動産管理とかという分野があるので、だから、勉強会とか研修会とかでそういうJAのコンサルタントみたいな人いますよね。そういう方に相続税のあれこれじゃないですけども、そういう会を開いて、こういうやり方がありますよ、ああいうやり方がありますよというようなことを講演をしてもらうというのは可能だとは思いますが、

すごく難しいんですけども、所掌事務には入っていないですよ、農業委員会の。

**中村委員** 農業委員会の所掌事務っていうのは、どうとるかですけども、農業委員会には2つの仕事があるというふうになっていますよね。

1つは、守りの仕事、もう一つは攻めの仕事、農業委員会は2つ仕事がありますよと。

守りの仕事って、今、私たちがやっているような農地法の運用ですよ。許認可業務ですよ、ここずっとやってきた。これだけではないですよと。守りじゃなしに、攻めの仕事もう一つありますよと。それは、農地の遊休化、細分化を防いで、新たな後継者を養成していくと

いうふうなのは、農業委員会の新しい攻めの仕事で、ここに重点を移してやってくださいというふうになっているわけです。

けども、具体的にこうやれああやれというふうな事柄については、今、事務局も言ったように、まだ国のほうでも方針がないわけですから、具体的にこうやったほうがいいよというようなことは、なかなか出てきませんが、だからといって、農家は避けて通れない問題なので、私は農業委員会がちゃんとした方針を出すというのは無理だと思うんですよ。それは、個々のやっぱり私有財産の問題ですから、それぞれの家庭の事情があるわけです。

けども、この事柄についてどういうことが問題なのかということについて、やっぱり勉強して研究していくと。こういういろんな問題があるというような事柄については、我々も認識を持って、個々の農家の人たちに機会あるごとに相続の問題はやっぱり考えていこうというふうな、そういうスタンスで、何かここで決めて方針出して、ああするこうするっていうんじゃないけれども、そういうことはやっていかないと、非常に大きな問題じゃないですか。

新規就農者っていても、獲得するなんて言っているけれども、新規就農者も大事ですけども、そっちどころではないというか、今の既得の息子たちに、どういうふうにして農地を継がせていくのか、あるいは、継がない場合はどうしていくのかというふうな事柄について、やっぱりこういうところでちゃんとやっていかないと、誰もやってくれないですよ。

だから、そういう意味で勉強会をきちんと持っていくというふうなことを、農業委員会が企画してくれるというのは必要だと思う。それは、新しい農業委員会の仕事なんです。

**議 長** はい、わかりました。

農業委員会といたしましても、そういうような問題、研究を今後していくかどうか検討していく必要を感じます。

それと、中村委員にもお願いしますけれども、中村委員の場合、いろいろなところでいろいろな講演等もあろうと思いますけれども、この問題も結局国で決めていることなんですよ。ね。細分化するように。

**中村委員** そうですね、民法で。だから、農地も民法と同じで、扱われています。普通の財産と同じように扱われていますから、子供が3人いたら3分割しなさい、みんな平等ですよというふうになっているわけです。

**議 長** 我々から考えると、おかしいんですね。農家やっている人が、その親にすると、分割しなさいと、みんな権利ありますよと。そんなばかな話ないわけですよ。

中村委員 それは、子供が訴えられたら終わりですよ。それは、法律では。

議長 だから、こういう問題が出てきたから、ひとつ中村委員の力も大切だと思いますので、よろしく願いいたしますよ。

我々がいいように。本当なら納得することが一番いいんだけど、そういうような問題が、細分化しなさいよというような法律になっちゃっているから。普通一生懸命やっている農家にとっては、大体放棄するんですよ、継がない兄弟は。

中村委員 そういうのもありますし、もう一つ、やっぱり皆さん、息子が継ぐって言っても、一緒にやっていて言えない農家とかが、息子がやめて親父の跡、農業をやってくれるというふうに考えてみえたら、それをちょっと甘いんじゃないですかということ。80歳でやめたとしても、そのとき息子が50代の前半から55ぐらいですよ。そうすると、息子さんがやめるためには、まだ10年ぐらい誰か、親父はやめるけれども、息子はまだやめないというふうなとき、その10年間誰がつないでくれるんですかと。そういうふうなことも、やっぱりこのところで考えていかないと、誰も考えてくれない。息子、役所勤めているから、どうせやめて来るだろうって思っている、すぐにはやめませんよ、やっぱり。そうしたらどうするんですかね。

議長 この問題は、今すぐ解決できる問題ではないですね。

中村委員 勉強していくということをお願いします。

議長 検討します。

---

### ◎報告事項

議長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より、報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書7ページ、報告事項1から、19ページ、報告事項4についてご報告させていただきます。

まず、7ページ、報告事項1、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、7ページから9ページまでの記載のとおり、田は2件、1,122平方メートル、畑が17件で1万787平方メートル、合計19件、1万1,909平方メートルを受理いたしました。

次に、11ページ、報告事項2、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、11ページから16ページまでの記載のとおり、田が5件、3,880平方メートル、

畑が44件で1万7,855平方メートル、合計で49件、2万1,735平方メートルを受理いたしました。

次に、17ページ、報告事項3、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、記載のとおり2件の申請があり、県知事宛てに送付いたしました。

次に、19ページ、報告事項4、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、19ページ記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書5件を交付いたしました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございます。

---

#### ◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和元年5月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時49分